



No. 67
61.3.23
兵庫県宍粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話62-2000

近世初頭の山崎藩（二十五）

島田 清

二、池田輝澄時代（続二十四）

○ 輝澄発病後の処理と輝澄の家族

三代将軍徳川家光と山崎藩主池田輝澄は従兄弟の間柄である。

輝澄が温厚な中にもキリッとした強さをもち、同胞に暖かい性

情の持ち主であつたことと、将軍家に対する忠誠心の篤かつた

ことは、将軍秀忠に好感をもたれ、将来を嘱望される身とな

つたし、家光が将軍職をついでからもかわらなかつた。山崎城

六万八千石より、一躍、駿府十八万石の城主に抜擢されようとしたのも、ひつきょう、そのあらわれにほかならない。それが、出府の途中で急病を発し、着府しても登城できぬ、ということ

目 次

一、近世初頭の山崎藩（二十五）	島田 清	一
二、お稻荷さん物語（下）	根岸元彦	五
三、近世宍粟郡の耕地造成（田井村の畠田の場合）（中）	古文書研究会	七
四、山崎町の地名	建部恵潤	十六
五、秋の旅行記	志水美好	十八
六、会費の値上げのお願い		二十
七、事務局だより		二一

になつたのは、なんといつても悲運というよりしかたがない。

登城を待ちうけていた幕府の要路者も、将軍も、それは同じ思いであつたろう。藩邸から、この頃末が届けられたとき、幕府は上使を立て、病勢を見舞うとともに、

「七年は待つ故、随分、養生せよ」

との申渡しをした。輝澄が、特別に目をかけられていたことは、この一言で分明であろう。

池田家としては、こうした温情に対し、さっそく、御礼言上に登城した。これには、輝澄の二男虎之助が、三歳ながら名代となつた。輝澄には、岩松という長男があつたけれども、天折されたため、二男の虎之助が名代として出たのであるが、漸く

三歳というのであるから、覚束ないしだいである。「存採叢書」に収められている『池田輝澄之記』を見ると、西ノ丸で虎之助の挨拶をうけた前将軍秀忠は、膝の上に抱きあげ、盃を賜るかわりに口で真似をしてみせ、虎之助はありがたく受けた。と記している。そして、これ以後は、公儀向きのこと虎之助がつとめるようになった、と書いている。

しかしながら、この『池田輝澄之記』は、一般に、年次の記載が不明確で、問題になる箇所がいくつかできている。ここ的一条もそのひとつで、前将軍秀忠は寛永九年正月二十四日薨じてゐるから、この年七月に江戸へ出府した輝澄の名代虎之助に逢うというのはおかしい。もし、これを、前年、すなわち寛永八年のこととすれば、駿河大納言忠長の甲斐蟻居が五月であり、秀忠も健在であるから、この点は問題ないけれども、輝澄が九年六月に因州鳥取城下に出向き、家老の荒尾内匠と密談した、ということが不合理となる。また、さらに飛躍して、虎之助を膝の上に抱きあげたのを將軍家光であるとすれば、「生存」という点では支障がないけれども、その場所は「西ノ丸」でなく、「本丸」でなければならぬ。そのうえ、輝澄をいとおしく思ふからといって、三歳の名代虎之助を膝の上に抱きあげ、盃を与える口真似をした、という所作は、年若い將軍家光（このとき二十九歳）のしぐさとしては似つかわしくなく、やはり、隠居の身となつた前将軍秀忠（このとき五十四歳）のものと見た方がぴたりする。要するに、『池田輝澄之記』は、記述のあい

まいさから、こうした問題を起こしているしだいで、これを解決する史料が他に見当らないため、歴史の流れとしては、

「輝澄が出府の途中で発病し、江戸藩邸で病臥したため、三歳の虎之助が名代に立ち、公式のつとめを果した。」

という程度に理解しておくのが適當であろう。慶長九年四月二十九日生まれの輝澄は、このとき、満二十八歳四ヶ月であった。

輝澄が、兄忠雄の申出により、忠繼遺領中から宍粟郡一円三万八千石を与えられたのは元和元年六月二十八日であった。それまで、部屋住の身として、母良正院（督姫）とともに姫路城に居た輝澄は、このとき十二歳になっていた。成人に近づいた同母弟の身の上を考えた忠雄が、実兄忠繼の莫大な遺領を相続するに当つて、そのうちの一部を割き与え、身の立つよう取りはからつたのは、忠雄に、それだけ、やさしい心情があつたためであろう。輝澄は、こうして大名に取り立てられ、従五位下、石見守に任せられた。

株式会社 安井書店

宍粟郡山崎町山崎90
TEL山崎②0700(代)

二年後の元和三年、輝澄は從四位下に昇った。そして、同五年、福島正則が国除されたときには安芸国広島におもむき、寛永三年の秀忠・家光うち揃つての上洛には供奉の列に加えられ、八月十九日侍従に進んだ。

九月六日、後水尾天皇は二条城へ行幸されることとなつた。このとき、輝澄は、お迎えのために参内した家光に扈従し、また、二条城においては、秀忠の命を受けて馬場における乗馬を寂観に供するなど、生涯における最も輝かしい舞台に立ち、秀忠よりは鎌倉助実の御刀、家光よりは判守家の御刀をそれぞれ賞賜された。

大名としての輝澄の生活は、こうして順調にスタートし、やがて生駒正俊の女を室に迎えた。

生駒家は大和国生駒村の出身で、はじめ織田信長に仕え、のち、羽柴秀吉に従つて身を起した。すなわち、初祖生駒親正は、賤ヶ嶽・小牧山の諸役に従い、軍功をあげて二千石の采邑を得、大正十三年（一五八五）六月に近江国高島の地二万石の領主となつた。続いて伊勢国神戸城三万石を与えられ、從五位下、雅楽頭に叙任された。その後、さらに、播州赤穂六万石へ移され、四国征伐が終ると讃岐一円を賜つた。

讃岐は四国の玄関口である。ここを押さえれば四国が制圧できる、というのが秀光の考え方で、秀光は、こうした意図のもとに生駒親正をここに封じた。

親正も、そのことはよくわかっていた。それだけに、備前か

らの渡航に便利な野原庄を選び、新城を築いてその負託にこえた。すなわち、この城地は、内海に面して船舶の発着・収納に便益多く、しかも、陸上、讃岐一国を統治する拠点として恰好であった。中世に多くつくられた「山城」からは完全に離れ、中世末期に興つた「平城」に対しても、それを一段と強化し、そのうえに「海港」の要素も取り入れたのであるから、縄張法としては格段の進歩を見せている。別名「玉藻城」、正式の名を「高松城」と呼び、本丸・二ノ丸・三ノ丸は総べて海水を利用した堀にかこまれ、外曲輪のまわりは二十町あつた。設計者は、後年に肥後熊本城五十二万石の大守となる細川忠興だ、といふ説、秀石の懷刀として令名高い黒田孝高（如水）だという説の二つがあるが、どちらも、築城のベテランであることにかわりはない。

慶長五年、上杉景勝は会津に拠つて謀叛を起こし、徳川家康はその罪を責めて征討軍を起した。このとき、親正は病臥していたため、嫡子一正に従軍させたが、後、石田三成が挙兵し、親正に出兵を催促した。親正は已むなく、家臣に命じて丹後の田辺城攻に加らせたが、関ヶ原の一戦に石田軍が大敗すると、親正は高野山にのぼって薙髪し、罪を謝した。家康は、嫡子一正の功に免じてその罪をゆるし、讃岐国十七万石は一正に与えた。

親正はこれより三年後、すなわち慶長八年三月十三日、讃岐高松において卒し、一正も十年後の同十五年三月十八日に歿し

た。親正は七十八歳、一正は五十六歳であった。

一正の嫡子を正俊といふ。慶長十五年遺領を継ぎ、同十九年大阪冬の役に船場・堀邊で戦い、元和元年夏の役にも出陣した。元和二年、大阪城普請が行われたとき、正俊は手伝を命ぜられ、竣工後、従四位下に昇つた。しかし、五年後の元和七年六月五日、三十六歳で歿した。池田輝澄の室に迎えられたのは、すなわち、この正俊の女である。

正俊の妻は、伊勢国津城主藤堂高虎の女である。嫡子高俊はその腹に生まれ、元和七年、十一歳で高松藩主となつた。あとに生まれた一男三女は側室の出。次男の正慶は隼人佑と称して

生駒家の家臣となり、長女と三女はいずれも

藤堂家家臣、藤堂内匠

高義、同藤堂宮内長政の室となつた。池田輝澄の室に迎えられたのは、すなわち、二女である。

池田輝澄は、生駒正俊の女を娶つてから、出府途中で発病するまでの間に三男一女をもうけた。すなわち、長

…古いものを
大切に…

表装全般

松本永春堂

山崎町鹿沢本通り
TEL. 62-0122

男は岩松、早く歿し、次の長女は、成長してから近江長浜の靈瑞院玄悦の妻となつた。次が二男の虎之助。輝澄発病時には三歳になつていたので名代として登城し、今後、公儀向きのことは代つてつとめるよう命ぜられたのであつたが、その後、夭折した。また、三男左京も、その後に早世した。

輝澄の病状が、寛永九年の発病後、どう推移したかを記した文献は見当らない。しかし、後嗣となつた四男政直の采女、能登守、従五位下)が二年後の寛永十一年に生まれ、続いて五男政武、六男公侃、七男政済、八男武憲、並びに二女、三女が出生しているのを見ると、一応は回復したもののように思われる。しかし、参勤交代制に基づく一年在府、一年在地に従つていなかつて、これは、回復したといつても、完全にまとどおりになつたのではないことを示しているとみるべきであろう。

寛永九年に輝澄が発病したとき、私は、輝澄の父輝政が脳出血で仆れ、軽い中風症をのこしながら、一応回復したけれども、再発によつて急死した事実から、輝澄の場合も、脳出血を起したのではないかと推測した。しかし、年令が若かつたので程度も軽く、回復も早かつたのではないかと思う。一時、名代となつて登城した虎之助が夭折しても後任をもうけなかつたのは、その必要がない——すなわち、輝澄の回復が予想外に早く、一応の務めができるようになつた——ことを示している、と見られるからである。参勤交代の制に従わず、定府の形の勤務を許されたというのも、つまり、身体的・精神的負担の大きいこの

制を免除してもらわねばならぬ程度の回復状況であつたのであらう。

『寛政重修諸家譜』を見ると、

「九年、駿河大納言卿の家臣、河野庄右衛門照盛をめしあづけられ」

の記事がある。(卷第二百六十六、清和源氏(頼光流)、池田、の項。——第二巻四二三頁——)月日を記載していないけれども、もちろん、発病以前(一月より七月まで)のことであつたにちがいない。この照盛は、寛永十三年十二月十日、赦免された。

お稲荷さん物語(下)

根 岸 元 彦

系の稻荷神社には全く無いことなので、後世、特に江戸時代に仏教家によつて、稻荷の神は印度の吒^{だき}天の現われだと説かれ、その吒^{だき}天が狐に乗つてゐる仏画を基にして、稻荷と狐とを結びつけたものである。だから本来狐は仏教系の稻荷のもので、伏見とか佐賀県の祐徳稻荷とか、その他全国の有名な伏見系の稻荷では全く狐は見られない。しかしこれ程狐が普及するということは、仏教系の稻荷が如何に盛大な布教をしたかを示すものである。

これは余談だが、先年私が伏見稻荷に参拝した時権宮司に向つて、からかい半分に、「お稲荷さんと狐の由来は一体どうなんですか」と質問してやると彼は「全く存じません」と答えた。まさか知らないはずはないだろうが、そんな馬鹿げた質問に答えられるかと言つた気持があつたのだろう。柳田国男氏のものを読んでみても、稻荷と狐のことについては余り多くは書いていないし、そう関心をいだいた様子も見られない。しかし狐は油揚げを好むものとされ、いなりずしとか狐うどんとか言われるのも、民間信仰の広さを語るものと言えると思う。

私は以前山崎の家々で、民家や商売屋はいいとしても、何故武家屋敷までが皆稻荷を祀るのか不思議に思つたことがあった。これは後で分つたことなのだがその理由は、その昔江戸時代に、紀州藩の下級武士から五万七千石の大名に出世し、老中にまではなつた田沼意次が、邸内に稻荷神社を祀つて信心したので、そのお蔭で出世出来たのだという噂が江戸中に広まり、そのため

人は狐の化身だなどと思つてゐる人もある。これは本来の伏見

明和、安永年間にかけて、あらゆる武家屋敷が邸内に稻荷を祀り始め、その風潮が町家一般にまで拡がって、江戸中に爆発的な稻荷信仰のブームが起つたものと言われる。それが遠く山崎藩の武家屋敷から町家にまで及んでいった訳だから、如何に国的な稻荷ブームであったかが思われる。

当時江戸ではこの稻荷ブームに目を付け、摂津国島上郡（現大阪府三島郡）の笠森稻荷を江戸の各所に勧請し流行させたので、江戸中が稻荷一色にぬり潰されるような有様となつた。中でも有名なのは笠森お仙で名高い谷中の笠森稻荷で、毎日がまるで関西の十日戎のような賑いであつたという。

俗にお稻荷さんは、丁重に祀ればそれだけのお蔭があるが、粗末にすると却つて仇をされるから、むしろ祀らない方がいいとも言われます。触らぬ神に祟りなしという訳でしようか。山田部落の国道脇の朝日政勝稻荷は、元は田圃のあぜ道に瓦焼きで作つた粗末な祠ほこらであつたと聞いています。それを穀倉の側に小さなお社を建てて祀られました。又その後部落の人々が、これではお粗末だというので道の東側で、現在の立派な本殿や前堂を造つて遷祀されました。この時部落の人々は御神体を奉じて伏見稻荷へお参りし、神様の神階を昇格してもらつて大切に祀りされました。すると直ぐに二十九号線国道が部落の中を通ることになり、現在のような姿になつています。山田の人々は、皆これお稻荷さんのお蔭と思って、益々盛大にお祀りしておられます。

又郡民病院の稻荷さんは、前には屋上に上げられ、お祭りされたこともあります。それが郡民病院になつてから院長さんや、歴代の事務長さんが熱心に祀られ、屋上から中庭に移して立派なお社を新築し、初午毎に盛大なお祭りをされていました。そして現在見られるような立派な病院となり、内容も充実し、お稻荷さんは敷地の一画に美しい玉垣を新設して、丁重に祀られてあります。

これらを見ますと、お稻荷さんのお蔭といふものは、あながち俗説でも偶然でもないと思えるのです。

最後にお稻荷さんには、山田の朝日政勝稻荷とか、元山崎埴尾神社の福山稻荷とか、本町の元の長生館の荒熊稻荷とか、加生の須賀神社の久吉稻荷とか、その頭に人名のような名前の付いたのがあります。これはこれらの稻荷を運んで来た、昔の稻荷行者と言われる人々で、その人の名前が付いているのです。昔から伏見稻荷本宮の御分霊を戴いて御分社を建てるなど大

本のある生活を—

さつき書房

山崎町鹿沢55-3
☎(0790)62-4674

創業嘉永元年 きものと共に130余年
高級呉服の専門店

とくさや

山崎町本町(さつき通)
☎(0790)62-1680代

変なことで、立派な神殿を建てねばならず、信者も沢山居なければならぬし、費用も莫大で資格審査も厳重だったので、これらの稻荷行者が手軽に、自分の祀っている稻荷様を持ち運んだものと思われます。

この行者達は稻荷のお山と言つて、伏見へ参詣された方は御存知だと思いますが、御本社の裏山には細道の両側に、沢山の稻荷の小祠が並び祀られ、行者達の修行場もあります。お参りした信者は「お山巡りする」と言つて、これら何百とある小社を巡拝して帰ります。その参道にはぎっしりと朱色の稻荷鳥居が何千となく立ち並んでいるのが有名です。

このお山の沢山の小さな稻荷社はその昔、行者達がお山で修行し、それが終ると自分の名前を付けた稻荷社を建立し、それを本尊として全国各地へ持ち廻つて稻荷信仰を拡めていったものです。俗に（いなりおうし）など言われる祈祷師達です。中には（こつくりさん）など言って、随分いか

がわしい者も混っていたようですが、そこでその行者を中心として稻荷講が出来ると、お社を建ててその行者の名前の付いた稻荷社が出来る訳です。

前述の山田部落の朝日政勝稻荷の由来を訊ねられた時、私は部落の皆さんに、伏見へ行かれたらお山参りをして探して下さい。きっとありますからと申し上げたものです。そこで皆さんが探された結果、朝日稻荷と政勝稻荷と二社の稻荷社が見つかったそうです。ということは、朝日と政勝と二人の行者が、このお稻荷さんに関係していたということになると思うのです。

このようにして稻荷信仰は全国に拡められていった訳です。信心厚かつた我々の先祖の信仰生活のありようが、以上のような話でもうかがえるものと思います。

近世宍粟郡の耕地造成（中）

| [田井村の畠田の場合] |

古文書研究会

三、近世後期 田井村の畠ケ田造成

一、田井村の窮乏

農民の生活が苦しかったことは、どの地方にも共通した事であるが、いま、我々が研究の対象としている田井村のひと

たちも、高率の貢租と天候不順によつて、更にまた、地形上の制約を受けて窮乏生活を余儀なくさせられていた。

ア、貢租の負担

田井村の貢租について、享和二年五月に田井庄村屋年寄から提出した「乍恐奉願上候事」には「：御検見等願上候節ハ拾五年以前之通り本面六ツ五リン〇七ヲ以奉願上候：」とあり、文意からみて、この免よりも高くなる可能性があつて、この嘆願書を差出したと考えられる。本免六ツ五リン〇七を近隣の村村の例と比較してみる。

村名	年号	西暦	貢租率	藩名
千本屋	宝永七	一七一〇	六ツ七一六二	山崎藩
都多上ノ	享保二	一七一七	六ツ〇五四	生野代官
野々上	明和五	一七六八	四ツ五〇四〇	尼崎藩
田井村	天明七	一七八七	六ツ〇五〇七	安志藩
田井村	嘉永四	一八五一	五ツ二三	山崎藩
五十波	万延元	一八六〇	五ツ九一四一	全
文久二	全	平均	三日月藩	五ツ一一七四

右のようで田井村の免六ツ五リン〇七は高率となつていて、これから更に率があがるようでは、村人は苦境に追い込まれることになる。

享和三年の嘆願書に、「去る夏の麦作が不熟で飯米も

なく借入でしのいでいるが、自然と年貢未進も多く村

全体で六貫目にもなり、利子分も支払兼ねています。

別紙の名前の十四名の者は居家、家財を売り払つて未

進銀、借銀を片付けてくれと申し出でおりますが、家

財、居家の処分は

出来るとしても、銘々の地所には買手がつきません。右の十四名の借銀計は二貫六百目余であります。一貫六百目を拝借させていただきたい。そうでなければ、十四軒が潰てしまひます。」村全体で五十三軒のうち四分の一が潰れては大変である。

イ、天災の多発

山崎町史に記載された災害をあげると、左表の通りである。

外科・内科
山 中 医 院
 院長 山中陽一
 山崎町西町・TEL⑥20036

年号	西暦	事項
享保十年	一七二五	郷中旱損
享保十四年	一七二九	洪水
寛延二年	一七四九	大風 洪水
宝暦六年	一七五六	丑寅ノ大風
宝暦七年	一七五七	洪水
宝暦十二年	一七六二	七月と九月大風
明和二年	一七六五	巽ノ方ヨリ風 七月洪水
天明六年	一七八六	郷中雨降る
文化元年	一八〇四	揖保川洪水
天保元年	一八三〇	大風 洪水(七月 八月)
天保三年・四年	一八三二／三	兩作不熟
天保五年・六年	一八三四／五	麦作くせ 夏旱 両三年麦不熟
天保七年・八年	一八三六／七	七月雨乞両三年麦不熟大風
天保九年・十年	一八三八／九	六七月大雨 夏大雨麦不作
		夏以来雨天 稲作不宜

天明の飢饉と天保の飢饉に続く時で立ち直る機会もなく年々不作で草木の根を掘り飢を凌いだ時であった。田井村の場合は、村の高さと揖保川の水面との差に見合う、地形上の不利

だけの井堰の場所が田井村の地元では得られないことである。井ヶ瀬橋下流に古い井堰があるが、これによつて揚水できる地区は田井村のうち、揖保川寄りに限られ、山裾に

二、救済と僕約

生活に苦しむ多数の農民が貢租のために借銀をし、利子の支払いも出来ず絶家寸前にあるのを藩は見殺しには出来ない。見殺しにすると、藩の収入が減る。村役人からの拝借願も暗のうちの威しともいえる。

享和二年の『条目』に「当村方年々多分之御救被仰付取直……中略……当年は五拾石御用捨……」とあるように、用捨米、作扶持米をもらつてゐる。

年号	期間	石数	種別
寛政十二：文化元	五年	三十石	救い米
享和二：文化三	全	三十五石	
文化三：全七	全	四十七石	用捨米
文化十：全十二	三石	四十七石	用捨米
文化十三：文政三	五年	四十七石	用捨米
右全	三年	三石	用捨米
文化十三：文政元	五年	三年	用捨米
文政四：文政八	五年	三年	用捨米
四十七石	三年	三石	用捨米
用捨米	用捨米	用捨米	用捨米

この条目は、他村に例を見ないもので、特に僕約の心得が記され、前欄でお救い米を頂いているのだから、万端心を用い、浪費にならぬようといい、以下細目をあげている。

三、開発の始まり

生活困窮のなかから、耕地の造成を実行する人があらわれた。新田検地帳によると、文化九年保き下、二筆一反七畝、中河原、五筆二反八畝。文化十年中河原三筆二反八畝。文化十三年中河原三筆三反一畝、合計八反五畝四歩の造成ができた。造成したのは林右衛門で、彼については詳細は不明である。

ただ、わかっているのは、五年後の文政三年に破産「身体限り」をして、居家、家財道具類、仏壇、神棚に至るまで、百五十点が揖保郡曾我井村清八の手に渡ってしまっていることで、おそらく新田開発の資金ぐりにつまつて破産したのであろう。後日（文政八年）に林右衛門家の株継ぎ養子に千町村から小倉喜左衛門・惣蔵が妻子三人ではいっている。後章で取り扱う、小倉氏と関連があるので註記しておく。

四、畠ヶ田造成の開始

一、村内一致の決議

村内の百姓たちによつて畠ヶ田造成が議決されたのは、林右衛門が破産してから、約二十年を経過してからであるが、その間に全く話題にもならなかつたというのではなかろうと考える。幾度か造成事業がもちだされでは、その困難さのため、かき消されただろうことが想像できる。

議定書が出来上ったのは、天保十二年の閏正月で、すくな

くとも前年の一年間は議論を重ねて、ようやく結論がでたので、きまりの良い正月をえらんで調印したのである。その上、田井村だけでなく、出作の杉ヶ瀬村・木ノ谷村の人も入れての相談は随分と難行したことであろう。

調印者は田井村は

組頭以下五十一人、杉ヶ瀬村十六人、木ノ谷村三人、計七十人。宛名は田井村が年寄儀八、五左衛門。杉ヶ瀬村・木ノ谷村は杉ヶ瀬村の世話人の庄屋三郎左衛門である。

村方の中で一人も故障を言う者無く全員一致であつたとしている。もしも工事中に故障を申し立てる者があると、その者の所持の畠は畠のままとする。難しいことがあつても怠りなく工事をすすめること。妨害、異議をいうものは、早々と役所に訴えること。訴訟費用は妨害者が一人で弁償すること。などの取り極めがされている。

安志藩との折衝については、資料がないけれども、直接に



表面にたつた庄屋などの村役人の辛労は想像できる。安志藩はこの工事にどれほどの援助をしたか不明である。乃井野藩へは安志藩から掛け合つてくれたよううにうけとれる「乃井野表も御掛合くだされとある」が、村役人が交渉したともうけとれる。

二、用水井堰と溝の新設

さて前記のような経緯から天保十二年（一八四一）四月、田井村は、与位村と工事に関する取り極めを結んだ。下牧谷村小倉家文書『田井村新畠田諸書類控』には、この時、田井村と与位村とで取り交わされた『差入申定書之事』（以下定書と略す）の写しが含まれている。『定書』は冒頭において与位村の平九郎や杉ヶ瀬村の三郎左衛門が世話人となり与位村としても新用水設置に同意し、また与位村領主三日月藩も安志藩も許可し、ここに「新井堰新溝」工事が開始するにいたつたことを述べている。そしてこの新用水工事は『定書』によればおよそ左のようなものであった。

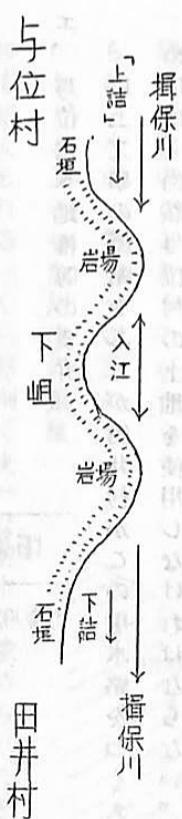
ア、与位村内の用水路について

新溝建設に必要な用地一反五畝余は田井村に売却すること、その田地の年貢は毎年十二月十日までに納入すること。新に「築砂」（中州）が出来たらそれは与位村のものとなること。用水路の「川除」（護岸川底さらえ）は田井村十分気をつけて行なう事「水門口」及び「溝筋」の損傷が生じたら直ちに田井村が修繕をすること、などが取り交わさ

れている。

イ、「下岨」の掛橋と石垣について

用水路を与位村から田井村へ引くに当つて、工事の最大の難所は現在与位の洞門のある岩場であったと思われる。「岨」とは出っぱった岩場をさし「下岨」とは与位の人々が現在発電所排水口のある岩場に対して、田井村との境の岩場を呼んだ通称と推定される。この岩場には二つの出っぱりがあり、そこに現在トンネルが通つていて、そして二つの出っぱりの間の引っ込んだ箇所を当時の人々は「入江」と呼んだらしい。



文書の中の小地名場所が具体的にどこを指すか、いまひとつ明確でないが、右図のように理解して文書の解釈を進めて見よう。『定書』によれば、

- ① 岩場に穴を沢山あけて「腕木」を差し込み、それを支えとして「懸け樋を渡し岩場の外側を迂回する形で用水を通す。
- ② 岩場の「上詰」（上流側）と「下詰」（下流側）には石垣を作り高さを確保しその上に用水を通す。

③ 「入江」部分にも約十式間の石垣をつくり、溝を通す。

という難工事が計画されたようである。工事の分担は、

a、下垣（与位洞門）の岩を切り落とし、腕木を差し、

根元穴は田井村が掘ること。

b、入江の石垣普請や、下詰の石垣普請、その他掛橋と岩

の上詰石垣普請は与位村で造成する。その費用は高尾山（与位村の北部にある入会山）へ入山している村々へ割り付ける。掛橋は用水の懸け樋も通すため腕木を特に丈夫にすること。なお懸け樋の敷地場所は両村で協議する。

c、下垣より上は道路と用水溝を並設し、道路は溝よりつけ、人馬通行に支障がないようにすること。道路普請の人足百五十人は田井村から出役する。

d、掛橋より下流部は溝より道路を下へつけるが、人馬通行の差し支えがないようにすること。もし普請完了

後に差し支えが出来た場所は相談の上直すこと。

e、井堰の場所は従来より梁場であって梁をかける時は田井村へ相談して、用水引取に支障のないよう定めている。用水が必要な期間は梁口を開けず二百十日の頃から明けること。

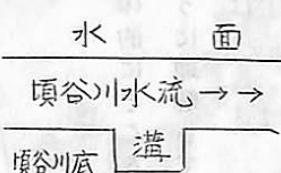
ウ、取水口について

揖保川からの取水は頃谷川川口より上流側に井堰を設置する計画であった。用水路が頃谷川川口と交わる部分では

頃谷川の流れが妨げられないよう「堰越」という構造にすることを与位村が要求している。

「堰越」とは左図のように、頃谷川の川底部分に溝をつくる形で用水路を横断させる工法ではないかと想像される。

エ、与位村へ地権等の支弁



以上工事の概略をみたが田井村がこの用水路をつくるためには、当然与位村の土地を使用しなければならない。「定書」はその点にふれているが、「溝代」・「益料」・「益銀」の三つの言葉が使用されており、これまた、解釈に苦しむところである。

尤も、同年丑四月の田井村から与位村へ渡された『差入申定書之事』には、与位村から田井村へ渡された同名の文書と違い、右の「益銀」という言葉は使用されていない。また右の二つの文書とも「溝代」「益料」の意味の違いが不明瞭のまま「溝代並びに益料として銀二十匁宛」又は「溝代並びに益料銀二十匁宛」と並列的に書かれることから、「溝代」「益料」は共に使用料の性格を持つものとして、毎年十二年十日までに田井村から与位村に支払われ

たものとおもわれる。この使用料は同年丑四月の田井村から与位村への『定書』に於いて「以来溝代料少しこれも相滞候」場合は「用水差留メ被成候共一言之申方無御座候」とあるように、田井村にとつてもきびしいものであった。

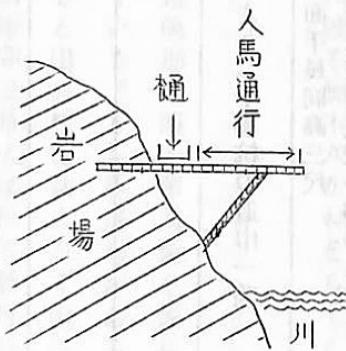
また、右の『定書』のうち丑七月に与位村から田井村へ渡されたものにある「益銀」九百八拾匁は、両村の間で契約が成立した時に田井村から支払われた「謝礼」又は与位村の繁八など三人の土地を与位村に代つて買いあげた時の代金である、という意味の二つの解釈ができる。右の三名以外の、用水路建設にかかる与位村農民所有の土地の買収は田井村が直接これに当ることになつた。

オ、掛橋工事の構想さて、設計図がのこつていないため、この「掛橋」と「新溝」の構造は今ひとつ明瞭でないが、現在洞門のトンネルを通ることの出来るわれ的好奇心をそ



そるのは「掛橋」である。現在も二つの岩場にはいくつもの穴が残っている。天保十二年丑四月に田井村から与位村へ渡された『差入申普請定書之事』(以下、普請定書と略す)には「右場所上ミ道筋一諸ニ掛平組ニいたし道は溝より外江附人馬通行之差し支えニ不被相成様」とあり、少し後に「掛橋より下もは溝より道筋を下タ江附候」とある。前に引用した文は下図のように理解できるが、引用文より更に前に「腕木此ヨリ格別丈夫ニ被成候儀は全新溝用水懸ケ桶一緒ニ相用ひ可申」とあるように、以前より人馬通行用に下図のごときものがつくられ、今度「新溝」建設にあたり、追加された用水の重量にも耐えられるべく「格別丈夫」な腕木が求められたと想像できる。後に引用した文は、岩場を越え田井村側へ移った所からは、ほば水平であるべき用水路と人馬通行用の道とは高さが違がつてくるという事であり、更に続けて読むと用水路の水が下にこぼれて人と馬の通行の妨害になることが心配されていた事がわかる。

井堰の場所は従来より梁場であつて、梁をかける時は田井村へ相談し用水引取に支障ないように定めていた。用水が必要な期間は梁口を明けず二百十日の頃から明けること。



以上、天保十二年四月に合意されたと思われる新用水路計画の概要を簡単にまとめてめたが、この工事は具体的にどのように進展したであろうか、それを次にみてみよう。

三、普請の見積

新溝並びに道普請の見積が天保十二年丑八月に備前国児嶋宮浦の源兵衛・佐兵衛・林兵衛の三名連名で出されている。

そこには一番から二十八番までを杭番号で工事箇所を表示し、それぞれ箇所毎に工事内容の見積額をあげている。見積総額は七貫四百目となっているが一番杭より井口までの積算とはことなるので明言しがたい。『田井邑新溝並道普請積書帳』を別表にまとめ、以下、部分的にせよ解説出来る点を箇条にしてみる。

〔註〕 同所岩鼻より十間の間、道とあるは四番～六番杭の範囲内と思われる。

杭番号	長さ	平均高さ	面坪代銀	埋石	内面仕様	その他
一…六番	二十九間	一間二尺	二十九坪 三二六才	巾平均二尺埋出坪九坪 七七代銀四八匁八九	高三尺此面十一坪 代銀四四匁	二カ所
四…六番	十間	二間	二坪	巾平均三尺埋出坪十坪 代銀五十匁	高三尺此面五坪 代銀二〇匁	石切
一…四番	二十三間	半間	北九・五尺 平均五・五尺 南一尺中 六・二尺	九六 百二十匁		
十…十三番	二十三間	二間	四九坪 四三七才	五六六匁 六二		
十三番…	七十間	二間	四七坪 一四〇坪	七代銀四十七匁一九		
二十一番	七十間	二間	二三三匁 三三二才	巾平均一間埋坪四七 代銀二三五匁		
二十八番	七十間	二間	八四〇匁 五十八坪	巾一間埋出一四〇坪 代銀七〇〇目		
〔註〕	同所岩鼻より十間の間、道とあるは四番～六番杭の範囲内と思われる。					
水門より 井口迄	〔小門戸二十八 竹藪前まで水 仕立〕	六十間	二間二尺 一三九坪	代埋長銀出六一 同断高二間巾一間此	是より二十番杭の道巾一間	
一六〇〇匁	凡そ	二間二尺	三三九坪	代銀七〇〇目	溝面手長同高三尺 此面三五坪代銀一四〇匁	
		三〇坪代銀一五〇目	長同断高三尺此面	三五坪代銀一四〇匁	溝面手石垣長高同面坪三五坪 堀捨高平均一尺六寸 同所七〇坪土 代銀三十匁	

- 戸井請並道普請腕木穴 六寸角深さ一尺二三寸 穴数凡そ二十五し二十六コ
- 請柱穴同断
- 代銀凡そ六五〇目 〔穴掘り橋掛け手間共〕 差引七四〇〇目
- 表土居木二尺五、六寸し三尺廻りのもの 六〇本
- 裏土居木二尺し二尺三、四寸廻りのもの 六〇本
- 控木一尺廻り一間のもの 六〇本
- 是より井口迄の土居木仕入れ先決まれば見積ります。
- 石船橋板普請小屋は皆様でお願いします。
- 私共普請請負つて着工したならば、米小遣たびたび頂きたい。
- 溝幅三尺 溝土手五尺
- 底溝筋傾斜井口より岩鼻まで三厘勾配 岩鼻より一番杭まで六厘勾配
- 溝の全長について 一番杭より水門までを積算すると二百六十二間半（四七二・五メートル）となつてゐる。ここで一番杭は天保十四年卯三月『新溝御普請請負之事』にある「代蔵殿前ヨリ」と合わせて現在の洞門より三十九間（七〇・二メートル）下流の田井村地内にあたるとおもわれる。また、水

門は与位村頃谷川との接点と考えると谷川尻より二十間ばかり上流に堰立てとあることから新溝の全長を五〇八・五メートルと推察出来る。〔現在は約六〇〇メートル〕

四、岩鼻掛橋部分について

「戸井請並道請腕木穴」とあるところから現洞門のところの掛橋は、新溝用水の樋と道とを併用していると思われる。その橋を支える腕木穴は「六寸角深さ壹尺二し三寸・穴数およそ二五し二六個」とあり、現在に残る腕木穴がおそらくこの当時のものと推察される。

五、普請の請負

天保十二年（一八四一）備前国児島郡宮浦の源兵衛と佐兵衛の両名が当工事の請負人になつてゐる。もし手残しがあるなら翌年春までには必ず成就させると田井村世話人あて申し出でいる。また、二年後の天保十四年卯三月には杉ヶ瀬村三郎左衛門、庄五郎と田井村庄左衛門三名の了解のもとで与位村谷川より上流域の手直し工事を四貫六百目で備前国庄蔵と同州源兵衛竜野林左衛門三名の石工が請負つてゐる。どのような支障があつたかは不明であるが、はかね土と敷根石垣工事をやめて、十五間ほどは根巻を施し、畑地の所は大溝一筋と小溝二筋にするようにしてゐる。

六、新溝用地購入について

天保十二年丑八月与位村繁八ほか譲主十二名が田井村役人宛に『永代譲渡申証文之事』が差出されている。それによる

と、総用地面積は田畠で一反五畝十八歩、山林二カ所、小竹藪一カ所地先二カ所とあり、高二石四斗九升八合 代銀合計五百二十七匁となつてゐる。なお同文書から地名をみると、山林二カ所は「下タぼうき」であり、田畠十二筆は「したほきの内」小竹藪地先は「でんごずな」とある。現在の地形や小字から考えて、下タぼうきの山林は現在の洞門付近（岩鼻）であり、したほきの内は洞門以北で、「でんごずな」は頃谷川尻寄り井口の間かとおもわれる。

山崎町の地名

建部 恵潤

一、御名

山崎台地の南に拡がる河谷平野は、揖保・菅野・比地三河川の運ぶ土砂の堆積によつて形成されたと考えられる。御名はこの平地のやや南よりに、菅野川と比地川に挟まれて立地している。四方には金谷山部古墳をはじめ多くの古墳があり、北隣りの千本屋には白鳳期の千本屋廃寺跡がある。また近年のは場整備前には条里遺構が見られた。この一帯が古く開発されたことを物語つてゐる。

ところで、河川のはたらきで沃土が集積した土地には、しばしば五味・五明・五毛・御名などの地名が見られる。これらはゴミ（ちり）を語源とする地名である。ちりをいうゴミは一般

に日常語として使用しているが、河川が運ぶ微粒の泥や微細な植物遺体もゴミである。現実にゴミ砂（微細な砂）とかゴミ（谷川の流す泥）は河川工学用語として使用されている。五味・御名などはゴミの堆積地を意味する地名である。

ゴミヨウは五明（仏教の学問分野である内明・因明・声明・医明・工明）によるとか、五大明王をまつる堂の所在地をいうとも解釈されるが稀であろう。また中世の名田に關係ありそうにも思えるが、無関係である。多くの場合、川べりに立地していく、ゴミの堆積地であり、ゴミが原義の地名とみるのが自然であり無理がない。山崎町御名は典型的な地に立地するゴミ地名である。

二、鹿澤

鹿澤は古い地名ではなく、明治生れの新しい地名である。
兵庫県市町村合併史には、明治八年十月山崎郭内を鹿澤町に改称したと見えるので、長い間これを信じていた。

幸いそのころの飾磨県布達（現在の県報）を見る機会があつたが、

乙第弐百四十二号

県下合併村及町村改称別紙之通に候条為心得此段布達候事

明治九年六月廿四日 飾磨県権令 森岡昌純

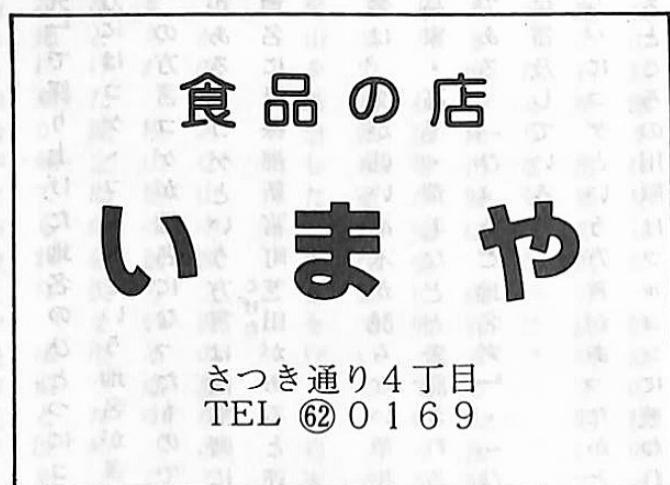
とあつて、別紙に合併村及び改称町村を列記してある。その中に「山崎郭内改 鹿澤町」が載つてゐる。郭内は旧山崎藩の陣屋及び周辺の藩有地で、もちろん武家屋敷を含む区域であった。

ところで、『合併史』と布達とでは、改称年次に違がある。これは、地元で新地名を決定したのが明治八年十月で、それから県へ報告し、布達で公示されたのが同九年六月廿四日である。史料があつて、それによつて明治八年十月の改称としたのである。どちらを探ればよいかとなると、今も同じで布達の日付が×「鹿澤」という地名が生れた日である。

明治初年の記録は貴重である。今もどこかに残つていれば、或いは鹿澤という地名の由来が記録されているやも知れない。

三、須賀澤

須賀澤は明治になつて、近世の須賀村（幕府領）と蟹ヶ澤村（三日月藩領）を合併し、両村の村名を組み合わせた地名で、このように二つ以上の地名を合せた地名を合成地名といふ。山崎町塩山も塩野と銀山の、×安富町も安師・富栖二村の合成地名である。



賀・須加）は広く分布する地名であるが、特に東海・関東に多いといわれている。大地名となつて知られているのは横須賀市である。海岸や河川に接して立地していて、県内には姫路市飾磨区須加もある。山崎町横須も横須賀の省略であろう。ところが、筆者の調査では千種町（二か所）、安富町、飾磨郡夢前町に「中須賀」という小字があり、揖保郡新宮町には通称地名として「中須賀」がある。これからみると、中洲に由来する中須賀などのスカ地名は小字名として各地に分布しているようである。

語源はス（洲）カ（処）で、海岸や河川の砂洲に起源する地名とされている。山崎町の須賀は揖保川の河岸に立地し、揖保川の砂洲に由来する地名といえる。宍粟大橋から南へ細長い竹藪があり、以前は出石まで続いていた。これは極めて自然的な微高地で、揖保川のはたらきで形成された自然堤防である。この細長い砂洲が地名の起源になつたと考えている。

しかし、「播磨國風土記」には、「大神、此処に食しましき。いいすか故、須加といいき」と、神話化した地名の由来を語つてゐる。須賀は風土記よりかなり前に成立していた地名であるが、それを権威づけるために生み出された神話といえよう。伊和大神はそれほど偉大な神であった。いたいし出石から南へ約六〇〇メートルにわたる自然堤防が「須賀」という地名を生んだのである。地名が生れた古代には、まだマダケが生えない中洲が長ながとつらなつていたのであろう。

四、高下

柳田国男が『地名の研究』で採り上げた地名のひとつにコゲ・コウゲがある。中国地方にはコゲ・コウゲという地名が多いが、この地方のシバ（芝）の方言コゲが地名になつたもので、「芝」をコゲと読む地名がある。コゲという方言は西播磨に及び、「芝」をコゲと読む地名に揖保郡新宮町芝田（こげた）があると述べている。

コゲ・コウゲという地名は、丈が低い灌木が混らない草生地に由来する地名で、芝・高家・高毛・荒毛などと表記される。山崎町高下もそのひとつである。『ひょうご地名考』・『ひょうごの地名』にも、高下に言及している。

それでは、宍粟郡にもシバにコゲという方言があつたかといふと、確かにあつた。至るところの川原はツルヨシに被われてしまつてシバは見られなくなつたが、川原が遊び場であつたころは子どもたちも、決してシバとはいわずコゲといったものである。若い人は知らないだろうが、年輩の人はコゲがなにかを知つてゐるにちがいない。やがて高下という地名だけが、かつて宍粟郡でもシバをコゲと呼んだことの生証人になつてくれるうである。

(六〇・九・三〇)

京都・奈良方面の旅が続いたので、六〇年秋は西の方へとうことになつたが、折悪しく季節はずれの台風二〇号の北上で、出発間際まで天候の心配をせねばならなかつた。一〇月六日、台風のコースが大分西へそれのを聞いて、稍愁眉を開きながら、私達一三八名は三台のバスを連ねて出発した。

秋の旅行記

志水 美好

中国自動車道を西進

するにつれて、気にしていた空にも晴れ間が見え出してホッとした。

予定を変更して北房ICOで中国道を下り、山あいの狭い道をゆらながら南下する。有名な井倉洞や満奇洞で代表されるように、この辺一体は獨得の石灰岩の山肌で、美しい景色を見せてくれる。



近道をじたせいか、予定より早く高梁市に着いた。国道傍の駐車場で降りて二班に分れ、夫々武家屋敷と頼久寺の見学に向った。武家屋敷は二〇〇石取りの上級に属する武士の住居で、天保年間に建てられたということだ。古風で重厚な長屋門をくぐり、式台のある玄関、書院造りの座敷、庭園を一巡する。邸内の一隅には資料館があつて武具類も陳列されていた。山崎の武家屋敷が殆んど失われているのと比べて羨しく思つた。この付近一帯は武家屋敷特有の門構えの家並が続いていて、県指定「石火矢町ふるさと村」となつてゐるそうだ。続いて頼久寺に詣る。城かと見まがう石段を登り、本堂の裏の間へ導かれ、小堀遠州の作った国指定重文の庭園を拝見した。砂庭の横のサツキの大刈込や、鶴島・亀島の石組、借景の庭の説明を聞いて、この庭園のよさが少しは分つたような気になつた。

標高四二〇米の山頂にある備中松山城は、現存する山岳城では日本一高い所にあること、石垣等が完全に残つていて有名である。城のすぐ下まで自動車道が出来てゐるが、大型車は無理だということで登山を断念した。機会を作つて自家用車での見学をお奨めする。

高梁の南の町はずれに、かの有名な山中鹿之助の墓がある。上月城で毛利軍の兵に捕えられ、松山城へ送られる途中、ここ阿井の渡しで不運の最後をとげた鹿之助の菩提を弔うため、正徳三年に胸塚があつた現在地に墓が建てられた。国道と反対の西岸にあるため、今まで訪れる機会がなかつた。是非見てもら

いたいと車を廻してもらつたが、皆が降りてると時間がかかり過ぎることで、車上からの墓参だけとなり申訳けありません。

美しい清流の高梁川沿いに一路南下。水郷湛井から狭い峠道を東へ越えると、やがて雪舟と鼠の伝説で知られた宝福寺である。臨済宗東福寺派の中本山であり、広い境内には、三門、仏殿、方丈庫裡、三重塔等の禅宗様七堂伽藍が建つてゐる。雪舟が涙で鼠を画いたといわれる本堂は、天正の兵火で焼けてしまつた。江戸初期に再建された本堂では、大勢の参列者で法要の行われてゐる最中であつた。室町中期の建立といわれる三重塔は修理されて間がないらしく朱塗りの美しい姿で聳えてゐし、京都風の方丈の白壁は庭の老松に映えて、大寺院らしい雰囲気に包まれていた。

総社市を一旦通り過ぎて高松最上稻荷へと向かつた。国道から少し入ると、朱塗りの一きわ高い大鳥居があつた。そこから四秆程進むと、山麓に最上稻荷の大きな建物が見えて來た。両側に土産物店がびつしり建ち並ぶ長い長い参道を、店の人の呼び声に迎えられながら登つて行く。途中にある備前屋で昼食をすませてから、各自で稻荷さんへ参詣してもらう。さすが日本三大稻荷といわれるだけあつて、建物の壯大さ、境内の広さに感嘆させられた。前に何回か詣つたといわれる方が多かつたのも当然とうなずかれる。

さつきの道を引返して、次は豊臣秀吉の水攻めで有名な高松

水宗治公の首塚に詣でただけで慌しく車に戻る。

総社市へ引返して「吉備路風土記の丘」を尋ねる。岡山県で造山古墳に次いで第二位の大きさを誇る作山古墳が見えて来た。全体が松林に蔽われた小山のようだ、古墳とは信じられない様であった。駐車場から丘を登りつめると、やがて五重塔の聳える備中國分寺である。聖武天皇の詔で建った国分寺は衰微してしまい、現在の建物は江戸中期頃に再建されたもので、創建当時の面影は全くない。南大門・中門などの礎石が芝生の中に残つていて、当時の配置図を書いた立札と見比べて、往時を偲ぶに過ぎなかつた。近くにある県立吉備路郷土館や、松林の中に

健康づくりの相談が気軽にできる店

ごこう薬局

薬剤師 岸本八重子
岸本弘子

山崎町東和通り・☎(0790) 62-1190

城跡を訪れる。大型バスがやつとという狭い道を辿って、狭い駐車場に三台とも無理して入つてもらう。こんな所に城があつたのかと疑われるような田んぼ中の微高で、皆も驚かれたことだろう。高松城の説明板や地図板を熱心に見入つておられた。歴史公園になつた城跡の一角にある、清

残る国分尼寺の造出しのある礎石群を見てもらいたかったが、時間が足りなくて本当に残念だつた。

午後三時半、予定の時刻になつたので、吉備路の見学を打ち切り帰途についた。倉敷へ抜けて、ブルーハイウェー、山陽自動車道を経由、思つたより道中時間がかかり小一時間も遅れてしまつた。初めに心配した天候も早く恢復するし、相当欲張つたコースを駆け足で廻つたのに、全員元気で研修旅行を楽しんで頂けたことを嬉しく思つています。

郷土研究会会費 値上げのお願い

郷土研究会では、年会費を五百円に致しましたのは昭和五十五年の春からで御座いますが、其後諸物価も漸次値上り致しまして、二、三年前から年々総会の議案として値上げ問題が審議されていましたが、なるべくなら其のままでと言う事で六年間据え置にして来ましたが、第二石油ショック以来の紙の値上がりや印刷費の値上がりで、会報や史跡部の石柱の建設等々賄いにくくなつて来ましたので、去る一月の役員会の決議でいよいよ値上げに踏切りまして、年会費を千円と言う事に決まりました。これによりまして会報の充実、各部の事業活動等を活発にして会員の皆様の御期待に添うべく致します。何卒宜しく御了承お願い致します。

最新型カラー現像機導入
カラープリント・スピード仕上げ



宍粟郡山崎町東鹿沢26-3 ☎ 62-2089

事務局だより

一、六十一年度から年会費が、一〇〇〇円になりましたので何卒ご協力の程をお願い申し上げます。

会報No.67の配布と同時にご集金下さい。
二、春の研修旅行案内を会報に挿入しています。参加ご希望の方は早目にお申し込み下さい。

〔山崎郷土研究会事務局〕

山崎町

安井清介宅